

專任技術者資格區分一覽（一般建設業）1 / 3

「1」 …法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」 …法第7条第2号口該当（10年以上の実務経験）

「7」 …法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等十実務経験3年）

「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等十実務経験5年）

専任技術者資格区分一覧（一般建設業）2／3

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
電気工事士法	55 第1種電気工事士									7																							
	56 第2種電気工事士	合格後、【3年】の実務経験が必要								7																							
電気事業法	58 電気主任技術者（第1種～第3種）	合格後、【5年】の実務経験が必要								7																							
	59 電気通信主任技術者	合格後、【5年】の実務経験が必要																	7														
電気通信事業法	35 工事担当者（注8）	合格後、【3年】の実務経験が必要																	7														
	65 給水装置工事主任技術者	合格後、【1年】の実務経験が必要									7																						
消防法	68 甲種 消防設備士																										7						
	69 乙種 消防設備士																											7					
職業能力開発促進法	71 建築大工									7																							
	64 型枠施工								7	7																							
	72 左官								7																								
	57 とび・とび工								7																					7			
	73 コンクリート圧送施工								7																								
	66 ウエルポイント施工								7																								
	74 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管									7																							
	75 給排水衛生設備配管									7																							
	76 配管（注1）・配管工									7																							
	70 建築板金「ダクト板金作業」									7	7							7															
	77 タイル張り・タイル張り工										7																						
	78 築炉・築炉工・れんが積み										7																						
	79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工									7	7																						
	80 石工・石材施工・石積み									7																							
	81 鉄工（注2）・製鍊										7																						
	82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																					
	83 工場板金												7																				
	84 板金・建築板金・板金工（注4）									7				7																			
	85 板金・板金工・打出し板金													7																			
	86 かわらぶき・スレート施工									7																							
	87 ガラス施工											7																					
	88 塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工														7																		
	89 建築塗装・建築塗装工															7																	
	90 金属塗装・金属塗装工																7																
	91 噴霧塗装																7																
	67 路面標示施工																7																
	92 施工・施工																7																
	93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																	7															
	94 熱絶縁施工																			7													
	95 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																													7			
	96 造園																														7		
	97 防水施工																		7														
	98 さく井																													7			

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

下記の表の資格者が解体工事業の専任技術者となるためには、資格に加え、右欄の技術者要件を満たす必要があります

コード	資格	技術者要件
13	1級土木施工管理技士	
14	2級土木施工管理技士（土木）	
20	1級建築施工管理技士	平成27年度までの合格者
21	2級建築施工管理技士（建築）	①合格後、解体工事に関する実務経験1年以上 ②登録解体工事講習の受講
22	2級建築施工管理技士（般対）	
41	技術士(建設・総合技術管理(建設))	
42	技術士(建設「鋼構造物及びコンクリート」・総合技術管理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
57	2級とび・とび土工技能士	左記の資格に加え、合格後、解体工事に関する実務経験3年(平成15年以前合格者は1年)以上が必要
	※合格後、とび土工事に関する実務経験3年(平成15年以前合格者は1年)以上が必要	

專任技術者資格區分一覽 (一般建設業) 3 / 3

・資格区分端数の□に記されている年数は、当該に記載されている資格試験の合格後必要とされている実務経験年数です。資格^{記号}等の書のしのに**様式第九号（実務経験証明書）**が必要となります。

配管：業種訓練法施行令一部を改正する政令（昭和48年政令第8号）によつて「昭和48年改正政令」といいます。による改正後の配管するものについては、選択科目を「施設配管作業」とするもの限られます。

(注2) 鉄鋼業は4.8改正政策による改正後の鉄工に対するものであつて、選択科目を「選択作業」又は「選択実習作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工と昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、混凝土科目を「鉄筋施工工作成業」及び「鉄筋組立工作成業」とするものの双方に合規した者に限られます。

(注4) 板金・板金工: 建築工事業の有資格者として認定されるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合には、はこの様な選択科目の規定はありません。

(注5) 木工: 昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

(注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目などを作業としても「塗装」に該当します。

(注7)建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい。単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。

(注8) 平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設の実務経験をしていない者については、実務経験年数を10年以上とするに至った時点で当該要件を満たすものとする。第1級ナショナル資格の交付を受けた者は、令和3年4月1日以後の交付である。)は資格修業年限を経た。第1級ナショナル資格の交付を受けた者は又は

(注8)電気通信事業法に基づく工事担当者資格証の交付を受けた者の者(令和4年4月1日以後の試験あるいは実務経験を経て、第1級ソーラー光通信及び第1級デジタル通信の工事担当者資格証の交付を受けた者又は総合通信工事の工事担当者資格証の交付を受けた者に限る)であって、その資格証の交付後、3年以上の実務経験を有する者に限られます。

総合通信の工事担当者資格証の交付を受けた者に限る)にめぐらし、その資格証の交付後、3年以上の実務経験を有する者に限りではある。

專任技術者資格區分一覽（特定建設業）1 / 3

「2」 …法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）

「3」 …法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「6」 …法第15条第2号ハ該当（同号口と同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

一般建設業の要件を満たすに国家資格+実務経験3年+12年以上の指導監督の実務経験

「〇」…法第17条第2号ハ及び法第17条第2号該当(一般建設業の要件を満たす)国家資格十美術絵師5年十2年以上の指導監督の美術絵師)「〇」…法第17条第2号イ該当(国家資格取得者等)

「9」 …法第15条第2号1該項（国家資格取得者等）

専任技術者資格区分一覧（特定建設業）2／3

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
電気工事士法	55 第1種電気工事士																															
	56 第2種電気工事士	合格後、【3年】の実務経験が必要																														
電気事業法	58 電気主任技術者（第1種～第3種）	合格後、【5年】の実務経験が必要																														
電気通信事業法	59 電気通信主任技術者	合格後、【5年】の実務経験が必要																			8											
	35 工事担当者（注8）	合格後、【3年】の実務経験が必要																			8											
水道法	65 給水装置工事主任技術者	合格後、【1年】の実務経験が必要																														
消防法	68 甲種 消防設備士																										8					
	69 乙種 消防設備士																											8				
職業能力開発促進法	71 建築大工																															
	64 型枠施工																															
	72 左官																															
	57 とび・とび工																											8				
	73 コンクリート圧送施工																															
	66 ウエルポイント施工																															
	74 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管																															
	75 給排水衛生設備配管																															
	76 配管（注1）・配管工																															
	70 建築板金「ダクト板金作業」																8															
	77 タイル張り・タイル張り工																	8														
	78 築炉・築炉工・れんが積み																	8														
	79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																8		8													
	80 石工・石材施工・石積み																	8														
	81 鉄工（注2）・セイケン																															
	82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）																		8													
	83 工場板金																			8												
	84 板金・建築板金・板金工（注4）																8			8												
	85 板金・板金工・打出し板金																			8												
	86 かわらぶき・スレート施工																8															
	87 ガラス施工																			8												
	88 塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																			8												
	89 建築塗装・建築塗装工																			8												
	90 金属塗装・金属塗装工																			8												
	91 噴霧塗装																			8												
	67 路面標示施工																			8												
	92 壁製作・壁工																				8											
	93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8												
	94 熱絶縁施工																				8											
	95 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																												8			
	96 造園																															
	97 防水施工																			8												
	98 さく井																												8			

専任技術者資格区分一覧（特定建設業）3／3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
61	地すべり防止工事	合格後、【1年】の実務経験が必要					8																8							
40	基礎ぐい工事						8																							
62	建築設備士	合格後、【1年】の実務経験が必要																												
63	計装	合格後、【1年】の実務経験が必要																												
60	解体工事																												8	
36	基幹技能者（注7）	登録電気工事基幹技能者																											8	
		登録橋梁基幹技能者																												
		登録造園基幹技能者																												
		登録コンクリート圧送基幹技能者																												
		登録防水基幹技能者																												
		登録トンネル基幹技能者																												
		登録建設塗装基幹技能者																												
		登録左官基幹技能者																												
		登録機械土工基幹技能者																												
		登録海上起重基幹技能者																												
		登録P.C基幹技能者																												
		登録鉄筋基幹技能者																												
		登録圧接基幹技能者																												
		登録型枠基幹技能者																												
		登録配管基幹技能者																												
		登録腐・土工基幹技能者																												
		登録切断穿孔基幹技能者																												
		登録内装仕上工事基幹技能者																											8	
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											8	
		登録エクストリア基幹技能者					8	8																						
		登録建築板金基幹技能者																												
		登録外壁仕上基幹技能者					8																					8	8	
		登録ダクト基幹技能者																												
		登録保温保冷基幹技能者																											8	
		登録グラウト基幹技能者																												
		登録冷凍空調基幹技能者																												
		登録運動施設基幹技能者																												
		登録基礎工基幹技能者																												
		登録タイル張り基幹技能者																												
		登録標識・路面標示基幹技能者																												
		登録消火設備基幹技能者																												8
		登録建築大工基幹技能者					8																							
		登録硝子工事基幹技能者																												
		登録土工工事基幹技能者																												
		登録A.L.C工事基幹技能者																												
		登録ウレタン断熱基幹技能者																												8
		登録発破・破碎基幹技能者																												
		登録建築測量基幹技能者					8																							
		登録塗工基幹技能者																												
		登録硝子工事基幹技能者																												
		登録土工工事基幹技能者																												
		登録A.L.C工事基幹技能者																												
		登録ウレタン断熱基幹技能者																												8
		登録発破・破碎基幹技能者																												
		登録建設測量基幹技能者																												
		登録塗工基幹技能者																												
		登録鉄筋改修基幹技能者																												
		登録コンクリート改修基幹技能者																												
		登録土工改修基幹技能者																												
		登録潜函基幹技能者																												
		登録道路等法面保護基幹技能者																												8
		登録斜面防災基幹技能者																												8
		登録石材施工基幹技能者																												
その他	その他（上記コードに該当するものを除く）		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

備考

- 資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
- （注1）配管：職業訓練法施行令一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2）鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工業」とするものに限られます。
- （注3）鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4）板金工事：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。
- （注5）木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建築木工作業」とするものに限られます。
- （注6）塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、「塗装」に該当します。
- （注7）建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者としては認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を終了した者のうち、対応する建設の種類に関して10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。
- （注8）電気通信事業法に基づく工事担当者資格証の交付を受けた者（令和3年4月1日以降の実務経験を有する者）は、資格試験を受けるにあたっては、実務経験を有する者と見做されます。電気通信事業法に基づく工事担当者資格証の交付を受けた者（令和3年4月1日以降の実務経験を有する者）は、資格試験を受けるにあたっては、実務経験を有する者と見做されます。